

広島県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年二月十九日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
湯浅内科	尾道市土堂二丁目二番八号	令和六年三月三十一日
津村薬局	尾道市向島町五五八一番地二七	令和六年一月三〇日
健伸薬局（こじよう店）	東広島市西条御条町二番地一〇	令和七年二月三十一日
訪問看護ステーションなる	廿日市市串戸三丁目一三番一九号 グランブルーにしお 一〇一号室	令和七年二月二十七日
海田市薬局	安芸郡海田町窪町一〇番地一八	令和七年二月三十一日